

平27福情答申第1号

平成27年6月8日

福岡市教育委員会 様
(指導部学校指導課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年5月12日付け教指指第69-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「〇〇中学校教諭の主張する「第三者によるコミュニケーション」の文言について、文部科学省及び市教委が言及している文書」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「〇〇中学校教諭が主張する「第三者によるコミュニケーション」の文言について、文部科学省及び市教委が言及している文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成26年2月21日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成26年2月12日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成26年2月21日、実施機関は本件対象文書が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成26年4月10日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び平成27年4月1日付け意見陳述希望回答書に添付した別紙にて、おおむね次のように主張している。

- (1) 「第三者によるコミュニケーション」という発言は、教諭だけでなく、校長、教頭、他の教諭、一部の生徒達も協力者として黙認・容認していたと考

えられる。

- (2) 教育公務員としてこのような発言を黙認でき得るような文言は、学校教育法や諸関係マニュアルの中には見当たらない。
- (3) 「第三者によるコミュニケーション」のような特異な言動で、学校生活に大きな不都合が生じてしまった事から、発言者である教諭だけでなく、校長及び周囲の教諭が積極的に黙認してきた責任は大きい。今日まで特異な言動の正当性を主張する教諭を学校内教職員一丸となって黙認していたことから、本件に係る何らかの文書の提示が無ければ、福岡市教育委員会及び福岡市立小中学校では服務倫理規定が全く機能していないと公言しているに等しい。
- (4) 当該教諭の通常とは異なる言動に係る教諭・学校側の見解について、今後、相応の機関にて相応の対応を予定している。本件と関連事案であるため、何らかの記録・文書の提示を求める。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年3月11日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件非公開決定処分は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

ア 本件請求については、平成23年度に〇〇中学校に在籍していた教諭の以下の対応に起因するであろうと考えられる。

(ア) 当該教諭は、保護者より生徒に預けられた手紙で質問を受けた。これに対し、当該教諭は、同日の休み時間に別室において、当該質問の内容について当該生徒に説明している。

(イ) このことについて、当該保護者から、「子を不当に昼休みに呼び出した」として、当該教諭に対して繰り返しの説明の求めがなされ、そのやり取りの中で、当該教諭が「第三者を介したコミュニケーションもあり得ます」と発言したことは事実である。

イ 審査請求人が求める本件対象文書は、当該教諭の上記発言について、文部科学省及び実施機関が言及している文書である。

(3) 本件決定を行うに至った理由

上記発言は、学校における教諭と保護者のやり取りの中でのことであり、実施機関としては、当該文言について、文部科学省及び実施機関自らが言及している文書を保有していないため、本件決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人の主張並びに実施機関の主張及び意見陳述から判断するに、審査請求人が求める文書は、教諭と保護者とのやり取りの中で教諭が発した「第三者を介したコミュニケーションもあり得ます」又は「第三者によるコミュニケーション」という発言の定義や意味を示した文書又は根拠が記載された文書を求めているものと解される。

そのため、本件対象文書としては、実施機関が保有する公文書で、「第三者を介したコミュニケーション」又は「第三者によるコミュニケーション」という文言の定義や意味を示した文書又は根拠が記載された文書が該当するものといえる。

2 対象文書の存否について

当審査会において、実施機関に確認したところ、「第三者を介したコミュニケーション」ないしは「第三者によるコミュニケーション」という文言について、文部科学省又は実施機関が定義や意味を示した文書は保有しておらず、また、当該文言に関する根拠が記載された文書についても保有していないことから本件決定を行ったとのことであつた。

当審査会としては、教諭と保護者のやり取りにおける教諭の発言すべてに法令や文献に記載された根拠が存在するとは考え難く、当該実施機関の説明について特段の不合理な点は認められないこと、また、実施機関が当該文言に関する公文書を作成又は取得していることをうかがわせる事情も認められないことから、実

施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は妥当と判断するものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年5月12日	実施機関からの諮問
平成26年6月6日	実施機関が弁明意見書を提出
平成26年7月7日	審査請求人が反論意見書を提出
平成27年2月4日（第1部会）	審議
平成27年3月11日（第1部会）	実施機関からの意見聴取
平成27年4月15日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子